

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成19年6月29日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社ジョイス

イ 中道リース株式会社

ウ 株式会社コメリ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 雫石ショッピングモール 岩手郡雫石町千刈田94番2ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

イ 駐車場の位置及び収容台数

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

エ 荷さばき施設の位置及び面積

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ク 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ケ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成20年2月12日

(5) 変更の理由 既存の大規模小売店舗が、隣接している別店舗と一の建物として大規模小売店舗を形成することにより、顧客の利便性を図るため

2 届出年月日 平成19年6月11日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び雫石町役場